

第四号書式(第十七条関係)

表

|         |        |              |                                                    |                  |
|---------|--------|--------------|----------------------------------------------------|------------------|
| 第<br>号  | 氏<br>名 | 年<br>月<br>日生 | 診療放射線技師法第二十八条の規定による当該職員の<br>証<br>令和<br>年<br>月<br>日 | 厚生労働省(都道府県)<br>印 |
| 写真ちよう付面 |        |              |                                                    |                  |

この証票を携帯する者は、診療放射線技師法第二十八条第二項の規定により照射録を検査する職権を有するものである。

診療放射線技師法抜すい

(照射録)

第二十八条 診療放射線技師は、放射線を人体に対して照射したときは、遅滞なく厚生労働省令で定める事項を記載した照射録を作成し、その照射について指示をした医師又は歯科医師の署名をうけなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の照射録を提出させ、又は当該職員に照射録を検査させることができる。

3 前項の規定によつて検査に従事する職員は、その身分を証明する証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。